

衆議院 第四百四十五回国会 議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会議録 第五号

平成十一年七月六日(火曜日) 午前十時三十二分開議

出席小委員 小委員長 中川 秀直君

遠藤 武彦君 逢沢 一郎君 御法川英文君 河本 三郎君

熊代 昭彦君 赤松 広隆君 松沢 成文君 東 順治君

井上 喜一君 小委員外の出席者 議院運営委員 東中 光雄君

議院運営委員 島山健治郎君 事務 総長 谷 福丸君

衆議院法制局長 郡山 芳一君 衆議院憲法調査会規程制定の件

衆議院憲法調査会規程制定の件

本日の会議に付した案件 国会法の一部改正の件

○中川小委員長 これより国会法改正等に関する小委員会を開会いたします。

国会法の一部改正の件及び衆議院憲法調査会規程制定の件について御協議願います。

国会法の一部を改正する法律案 衆議院憲法調査会規程案 (本号末尾に掲載)

○中川小委員長 お手元に配付の国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案をそれぞれ小委員会の案として決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川小委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、これまでの経過及び結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

○中川小委員長 次に、本日、お手元に、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案等について配付をさせていただきます。

○逢沢小委員 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案、また規則案が、正式に小委員会に提示をされたところでございます。それぞれ党にお持ち帰りをいただきまして、鋭意検討をいただき、できるだけ早い機会にこの小委員会で正式に了承する、そういう手続を踏んでまいりたいというふうに思います。

基本的には、四党派間では中身は合意ができて、このように承知をいたしましたところ等々について、詰めの作業を急いでまいりたいと思っております。各会派におかれましては、どうぞよろしくお願いをいたします。

○赤松(広)小委員 事務方に変急いでつくっていただけて、きょう、こうして正式に出ましたので、持ち帰らせていただけて、結構中身が豊富です。私ども、党の立場でいいますと、一応、今週の木曜か金曜ぐらいに全国会議員に担当者から細かな説明をして、全党の議論に付すということにさせていただきたい。

したがって、来週の早い段階で、火曜日でも結構ですが、また国会法小委員会を開いていただけて、もちろん、つくる段階でかわっているからほとんど異議はありませんが、正式には、その場で返答させてもらうということにさせていた

だいたいと思っております。

○東原小委員 我が党も、これを持ち帰らせていただきます。今週中に党内手続を終えたいと考えています。したがって、早ければ来週の火曜日あたりに小委員会というところで結構かと思っております。

○井上(喜)小委員 私の方は、結論からいいますと、この法律案、「出席させることができる」ということでありますから、これはこれでよろしいのでありますけれども、ちょっと事の経緯だけ、はつきりとさせておく必要があると思うので

すね。

私は、前回のこの小委員会で、四党の合意になります要綱案なるものが審議されました。それがこのたびの法律案をつくる基礎になる、こういう意味であそこ議論があったと思うんですね。

その場で申し上げましたけれども、我々が承知しております限り、四党関係者の議論は、特に政府特別補佐人ですか、あのくだりの条文につきましては、あのとき、四人を出席させることができるといことで整理をされたというように私は聞いていたのでありますけれども、前回提案されました要綱案なるものにつきましては、それが、「任命することができる」という規定になつていたわけですね。

任命することができるということ、出席させることができるというものは、意味が全く違うのであります。そこはやはり訂正をして、それを訂正した上で、出席させることができる、内閣は政府特別補佐人を国会に出席させることができる、そういうことにすべきだということをお願い申し上げます。

○東中委員 これについての議論が各党間でやられましたけれども、そのもとになったのは、与党案それから民主案、両方が政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案という形で出ておることを前提にして各党間の協議がありました。

その協議は三回か、私も出席して、やったのですけれども、それと全然別に、イギリスへ調査に行った結果も踏まえてでしょうが、与党と民主の間でつくられました今度の国家基本政策委員会というふうなものが入った案、これは議論の中

なんだというような発言もあったように私は何うのであります。

私が申し上げたいのは、法律に「出席させることができる」と書く以上、その前提となる合意自身も、やはり「出席させることができる」ということではないとおかしい。どうも間違つて書かれた、うかつにも、皆さんがサインをするときに、そういうことを十分に確かめなかったためにそういうことが起きた、こういうように聞いておるので、直すべきところは直して、正規にこの法律を書くべきだというふうに思うのです。

人によりまして、当初の、出席させることができるという流れが、任命させることができるという流れに変わったことについては、どうもはつきりしていないようだけれども、私は、その辺のところを明確にする、どうしてそんなに変わったのか、そこを明確にしてみよう、そういうことを条件にして、この原案を今ちょっと見ましたら、「出席させることができる」というように書いてありますから、賛成であります。

私どもの常任幹事会にも諮りまして、問題になりますのはこの箇所だけだと思っております。直つております点については、申し上げたところでありまして、我が党も賛成であります。

○東中委員 これについての議論が各党間でやられましたけれども、そのもとになったのは、与党案それから民主案、両方が政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案という形で出ておることを前提にして各党間の協議がありました。

その協議は三回か、私も出席して、やったのですけれども、それと全然別に、イギリスへ調査に行った結果も踏まえてでしょうが、与党と民主の間でつくられました今度の国家基本政策委員会というふうなものが入った案、これは議論の中

なんだというような発言もあったように私は何うのであります。

私が申し上げたいのは、法律に「出席させることができる」と書く以上、その前提となる合意自身も、やはり「出席させることができる」ということではないとおかしい。どうも間違つて書かれた、うかつにも、皆さんがサインをするときに、そういうことを十分に確かめなかったためにそういうことが起きた、こういうように聞いておるので、直すべきところは直して、正規にこの法律を書くべきだというふうに思うのです。

人によりまして、当初の、出席させることができるという流れが、任命させることができるという流れに変わったことについては、どうもはつきりしていないようだけれども、私は、その辺のところを明確にする、どうしてそんなに変わったのか、そこを明確にしてみよう、そういうことを条件にして、この原案を今ちょっと見ましたら、「出席させることができる」というように書いてありますから、賛成であります。

私どもの常任幹事会にも諮りまして、問題になりますのはこの箇所だけだと思っております。直つております点については、申し上げたところでありまして、我が党も賛成であります。

ではなかったわけだが、今度はそれが出てきたという関係があります。

それで、私はいろいろ検討してみたのですけれども、ぜひこの小委員会の審議の中で明らかにしていただきたいと思ひますのは、常任委員会としての国家基本政策委員会を設置すること、遠藤さんが趣旨説明されました、総理大臣と野党との一対一の論議をやるということになるのが、どうしても説明がつかないわけです。その問題が一つ重要な問題としてあるということ。

それから、国家基本政策あるいは国家の基本政策ですか、そういう言葉が衆議院規則案の中に出てきますが、国家の基本政策の概念というのは一体何なのか。

常任委員会について、常任委員会の審議事項、所管事項を衆議院規則はずっと書いてあります。今度もこれは載せられるわけです。四十一條の二項に載る、あるいは四十一條の三項は参議院ですけれども、その審議の目的ですね。衆議院の場合には、例えば環境庁の所管事項とか自治省の所管事項とかいうことになっています。

ところが、今度は、この常任委員会は、十七号に出されるのは「国家の基本政策に関する事項」となっているのです。国家の基本政策に関する事項というのは一体何なのか。全然どこからも出てこないのです。そういう点で、甚だよくわからないうことがございまして、そこらの点を論議していただきたいというのが一つであります。次に、政府特別補佐人という言葉が、これも一つの概念として出てくるわけでありまして、この六十九條の改正案では、四つことが書かれています。内閣法制局長官と人事院総裁、公害等調整委員会の委員長、それからもう一人、公正取引委員会の委員長、この四つが政府特別補佐人というふうになっているのですけれども、その四つを特別補佐人というだけのことであって、それ以外のことは何もないわけですね。だから、これは政府特別補佐人という名前をつけた意義が、あの条文の中からそれをのけてしまつたらどうなの

だ、のけたつて一つも変わりはないということになってしまふのです。そういう点で、なぜ政府特別補佐人なる新たな概念をつくつたのかということについても、よくわかりません。

それから、問題は、この政府特別補佐人と言われている四つの役職の人は、いずれも今までの政府委員だった人です。新たに国務大臣と一緒に出席できるという政務次官というのも、全部政府委員だったわけですね。だから、二百何十人とか人数はそのときによって違いますけれども、政府委員の中に入つておつたうちの政務次官とこの四つだけが、政務次官は次官、四つは特別補佐人という形で出てくる。そうすると、結局、今までの政府委員のうちのこれだけ残したということになるわけです。あと、名前を変えたというだけなんだ。

ということになると、これはどういうことになるんだらうな。政府委員制度を廃止するというけれども、政府委員だった人の一部が残つておる。そして、今まで慣例的に入つていた人の中で、例えば宮内庁長官なんつたら、内閣委員会の調査事項は、宮内庁に関する所管事項というのがあつたのですけれども、その問題について言えば、宮内庁長官が出てこなかつたら審議できないということになるのだらうと思ふのですけれども、宮内庁長官は特別補佐人の中に入らない。どこへどういう基準を置いているのか、さっぱりわからないう。そこらの点も含めて、これはぜひひとつ詳しく審議していただきたい。

さらに、政府参考人というのが衆議院規則に卒然として出てくるということ、これも全く、今時間の関係がありますので、問題として私たちが、これははっきりしてもらわないと、規則、国会法のていなきなきになつてしまふのではないかと感じさせ私私しております。実際の運営上は非常におかしなことになるといふふうに思ひます。

とりあえず問題点について、ぜひ明らかにして

いただきたいという点を概略だけを申し上げておきたいと思ひます。

○中山委員 党内論議をしておるさなかでございませう。どうしても論議を尽くさなければいけない問題点が幾つかございませう。とりわけ国家基本政策委員会です。党首たる者が、例えば衆議院の党首たる者が参議院の委員会に参加できるのか、できないのか。拒否された場合に一体どうなるのか等々を含めて、まだまだ論議をしなければいけないというふうな部分があるかと思つております。

と同時に、何よりも大事なことは、常任委員会調査室あるいは法制局並びに国会図書館機能の強化、あるいは各会派の政策スタッフなどの立法院としての充実強化を図るといふ中身等々こそ、何よりも先にやらなければいけない問題ではないだらうか。

いずれにしても、国会改革、中身の問題を抜きにして、表向きこの種のことだけで国会審議の活性化ができるのかどうか、その辺のところ、今、党内で論議がなされておるところでございませう。今週いっぱいぐらいの時間は欲しいというふうにしてあります。

○中川小委員長 余り時間がありませんが、今出た幾つかの論点について、協議会に御参加いただいた委員の方から何か御発言ございませうか。遠藤さん、どうですか。

○遠藤(武)小委員 特になし。基本的にはここで決めたいと思ひますが、いろいろな問題点がありだと思ひますが、ここで決めたいので、そして成案に持つていけるように、委員長からもよろしくお願ひしたいと思います。

○中川小委員長 では、議論が出たところは、また個別によく御協議をいただいで、お互いに合意が得られるように努力を願ひたいと思ひます。それでは、ただいまいろいろな日程の話も伺いました、小委員会としては、次回は来週の火曜日、十三日に開くということ、これはそれまで

お持ち帰りをいただいで、いろいろ各党間でも御協議を、また党内での手続をよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくございませうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕
○中川小委員長 それでは、来週火曜日、時間はまた御相談を申し上げますが、十三日に開かせていただきます。

以上で、きょうの小委員会の予定しておりますものは終了でございますが、これにて散会してよろしくございませうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕
○中川小委員長 それでは、これにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一章の次に一章を加える。
第十一章の二 衆議院の憲法調査会
第二百二條の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける。

第二百二條の七 前条に定めるもののほか、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定める。

附 則
1 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二(中)調査会長の下に「並びに衆議院の憲法調査会長」を加える。
3 議院に出席する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「調査会」の下に、「衆議院の憲法調査会」を加える。

理由

日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院憲法調査会規程案

衆議院憲法調査会規程

(設置の趣旨)

第一条 憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。

(報告書)

第二条 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、第一項の報告書及び前項の中間報告書を印刷して、各議員に配付する。

(委員数)

第三条 憲法調査会は、五十人の委員で組織する。

(委員)

第四条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会を諮問して委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

(会長)

第五条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第一百一条及び第一百二条の規定は、会長について準用する。

第六条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表する。

(幹事)

第七条 憲法調査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するた

め、幹事会を開くことができる。

3 衆議院規則第三十八条第二項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第八条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。

(開会)

2 衆議院規則第九十条の規定は、小委員会について準用する。

第九条 憲法調査会は、会期中であると閉会中であるを問わず、いつでも開会することができる。

(開会)

第十条 会長は、憲法調査会の開会の日時を定める。

(定足数)

第十一条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員の発言)

第十二条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

第十三条 憲法調査会は、調査中の案件に関して、委員でない議員の意見聴取)

第十三条 憲法調査会は、調査中の案件に関して、委員でない議員の発言の申出があったときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第十四条 憲法調査会において、調査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(國務大臣等の出席説明)

第十五条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を經由して、國務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第十六条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を經由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

第十七条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 衆議院規則第七十八条及び第七十九条の規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第十八条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第十九条 委員が憲法調査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法調査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第二十条 会長は、憲法調査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第二十一条 会長は、憲法調査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 衆議院規則第二百三十五条の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

第二十二条 憲法調査会の会議は、公開とする。ただし、憲法調査会の決議により非公開とすることができる。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第二十三条 憲法調査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第十九条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

(事務局)

第二十四条 憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)

第二十五条 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

附則

この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

平成十一年七月八日印刷

平成十一年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B